



2005年 農林業センサスの実施について



2005年農林業センサス

1 調査の目的

2005年農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものです。

2 調査の体系

2005年農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査と農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査に大別されます。

各調査ごとの調査方法や調査対象、調査事項については次のとおりです。

農林業経営体調査

(1)調査方法

調査客体による自計申告調査（都道府県からお願いした統計調査員が調査の対象となった方に調査票を配付して、対象となった方に自ら記入していただく方法）

(2)調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に行います。なお、一つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす方が複数存在する場合は、それぞれの方が別個に調査対象となります。

(3)調査事項

農林業経営体調査では、以下の事項について調査します。

経営の態様

農業労働及び林業労働

耕地及びその他の土地

家畜及び蚕

農業用の機械及び施設

農業生産物

農作業

山林

育林及び素材生産

その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

農山村地域調査

(1)調査方法

統計・情報センター職員による市区町村又は農業集落の精通者の方への面接聞き取り調査

(2)調査対象

全国の市区町村や農業集落を対象に行います。

(3)調査事項

農山村地域調査では、以下の事項について調査します。

自然的及び社会経済的な立地条件

林野の構成

森林の公益的機能の維持増進を図るための取組状況

土地及びその利用状況

その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

3 調査の時期

平成17年2月1日現在で調査を実施します。

ただし、沖縄県については、平成16年12月1日現在で調査を実施します。

4 2005年農林業センサスの主な変更点

今までの農林業センサスは農家、林家や農林業サービス事業体などの世帯あるいは法人等の事業体を対象にそれぞれ別の調査票により調査を実施していました。

2005年農林業センサスでは、担い手などが行う個々の生活活動（農林業経営体）を対象とした調査として一つの調査票で実施します。

また、農業集落調査と林業地域調査も統合し、農山村地域調査として実施します。

5 秘密の保護

調査は、「統計法」に基づく指定統計調査として実施します。この法律においては、調査した内容を統計以外の目的に使用することを強く禁じていますので、この調査結果が税金の徴収に使われたり、ダイレクトメールの業者に漏れるようなことはありません。

6 調査結果の公表

調査結果は、平成17年11月末までに全国結果の概要を公表します。また、18年度には市区町村統計などの詳細な報告書を刊行します。

なお、公表結果は、都道府県、市区町村、又は各地方農政局、統計・情報センターや農林水産省ホームページなどでも知ることが出来ます。